

令和8年度 いしかわ里山みらいファンド 農業参入支援等 補助事業について

中山間地域の耕作放棄地の解消・未然防止 に繋がる取組を支援します

※事業の概要については、裏面をご覧ください。

※いずれの事業についても農林総合事務所（農業振興部）・J A・市町で構成される担い手支援チームの推薦を受ける必要があります。

今年度からの主な追加・拡充支援策

【担い手農家の規模拡大への支援】

- ・ 中小規模農家を対象に追加（法人要件の撤廃・面積要件の緩和）し、補助単価を倍増
50万円/ha ➡ **100万円/ha** ※水稻の場合
- ・ 人手不足の中でも規模拡大に対応できるよう、スマート農業機械の導入を支援
最大2,000万円（補助率：2/3）
※後継者の確保・育成する場合や新たに農業支援サービス組織を立ち上げる場合については、補助率 3/4

【農村集落の維持・活性化への支援】※中能登以南

- ・ 集落の合意形成や共同活動の体制整備への支援
専門家派遣等：150万円 共同活動：30万円/ha

お問い合わせ先

※最寄りの事務所へお問合せください

石川県農林水産部	農業経営戦略課	TEL 076-225-1633
南加賀農林総合事務所	農業振興部	TEL 0761-23-1703
石川農林総合事務所	農業振興部	TEL 076-276-0371
県央農林総合事務所	農業振興部	TEL 076-239-1751
中能登農林総合事務所	農業振興部	TEL 0767-52-5522
奥能登農林総合事務所	農業振興部	TEL 0768-26-2323

1 農地の集積、多様な担い手（ひと）の確保・育成

(1) 企業参入や担い手農家の規模拡大への支援

拡

① 規模拡大支援事業

- 企業参入や担い手農家の規模拡大の取組に対し、品目面積に応じて補助
- 対象：地域計画に位置付けられた認定農業者、認定新規就農者、集落営農等
 - 対象農地(立地)：中山間地域 かつ 今後検討農地（担い手不在農地）を含む農地等
 - 対象農地(権利)：購入農地、農地法 3 条又は中間管理事業による賃借
 - 対象営農類型・拡大面積要件・交付単価等

営農類型	5年間の拡大面積の要件		交付単価 (1経営体当たり)	交付上限額 (1経営体当たり)
	県外法人	県内担い手農家		
米・麦・大豆	15ha以上	3ha以上	100万円/ha	5,000万円
露地野菜・果樹	10ha以上	0.3ha以上	300万円/ha	
施設園芸	1ha以上	ハウス2棟以上	初期投資額×1/2	

新

② 新規参入チャレンジ支援事業

- 県外法人による参入前の試験栽培に係る経費を補助
- 対象：県域を超えて中山間地域に参入する認定農業者（法人）
 - 補助率：定額 ●補助限度額：100万円（2年以内）
 - 対象経費：機械賃借料、機械輸送費、作業委託料、交通費等のかかり増し経費

(2) スマート農業技術・機械の導入への支援

新

農地の大区画化や規模拡大、栽培体系の転換と併せたスマート農業技術・機械の購入・リースやスマート農業技術・機械を用いた農業支援サービスの提供に係る取組経費を補助

- 対象者：大区画化や規模拡大、直播等への栽培体系の転換に取り組む中小規模農業経営体やスマート農業技術・機械を活用した防除等の農業支援サービスに取り組む経営体など
- 補助率：2/3
 - ・5年以内に農業経営の全部を継承することを条件として後継者を確保・育成する場合や新たに農業支援サービスを提供する組織を立ち上げる場合については、補助率3/4
 - ・同一の内容について、他の補助事業等を活用する場合は合わせて2/3もしくは3/4
- 補助額：最大2,000万円
- 対象経費：機械費、ほ場整備費、借上費、情報通信費、研修受講費、役務費、保険料

2 集落機能（くらし）の維持・強化

新

集落での合意形成・共同活動への支援（中能登以南）

- 対象地域：地域計画における今後検討農地が3割以上の地域（その地域内の単独集落も可）
- 対象組織：構成員に中小零細農家又は非農家を含む活動組織

①集落の合意形成（話し合い）への支援		②共同活動の継続に向けた支援	
対象要件	地域計画の見直しを行う地域	対象要件	地域計画の見直しを行った地域
対象経費	専門家(コンサル、NPO等)の派遣・委託費、先進事例調査費など	対象経費	共同活動の省力化やボランティア受入れに向けた草刈り機等の購入費など
補助額	最大150万円（定額）	補助額	最大30万円/ha（定額）

- ※②の取組は以下の要件を満たすこと
- 対象農地：中山間地域 かつ 活動組織が属する地域計画内の農地（原則、田）
 - 対象活動：農地、水路、農道等の営農環境の保全管理を将来にわたって継続するための活動
 - 対象経費：対象活動に直接要する経費 かつ 共同で利用する施設・機械の改修・導入経費（多面的又は中山間交付金など他の補助事業で交付対象とした経費を除く）